

(有)岩本薬局ホームヘルプサービスひとみ指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社岩本薬局が開設する、(有)岩本薬局ホームヘルプサービスひとみ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護、要支援又は事業対象者状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護、要支援又は事業対象者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 (有) 岩本薬局 ホームヘルプサービス ひとみ
- (2) 所在地 静岡市葵区巴町60

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1人
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに対する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 3人以上
訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び指定訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び静岡市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割（介護保険負担割合証にて決定）の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収することができる。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護又は訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年3回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 岩本薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。(負担割合変更時に合わせて改正)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。(負担割合変更追加のため改正)

この規程は、令和3年 4月1日から施行する。(虐待防止のための措置に関する事項追加のため改正)

この規程は、令和4年 8月23日から施行する。(実地指導により改正)